

# 下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について（案）

## 1 受益者負担金制度の目的

下水道事業における受益者負担金制度は、公共下水道が整備されることにより特別の利益を受ける土地所有者等に対して受益者として下水道建設事業費の一部を負担していただく制度です。

## 2 受益者負担金制度の根拠法令

下水道事業における受益者負担金は、都市計画法第75条（受益者負担金）に基づいており、負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、同法第75条により条例で定めることとなっています。

## 3 設定する負担区の名称、区域、面積及び単位負担金額

負 担 区			単位負担金額 (土地1平方メートル 当たりの負担金額)
名 称	区 域	面 積	
第44負担区	西区宮前町、西大宮3丁目の 一部（別紙図面に示す区域）	6.8ha	610円

## 4 負担区の概況及び設定理由について

現在、本市で設定している負担区は、合併前の旧市から引き継いだ33負担区と、さいたま市になってから設定した10負担区の計43負担区があります（別紙「負担区別概要」を参照）。

この度、新たな負担区として定める「第44負担区」は、JR川越線「西大宮駅」から北東約500mで、国道16号西大宮バイパスと国道17号新大宮バイパスが接続する「宮前インターチェンジ」の西側に位置する6.8haの市街化区域です。

本地区は「さいたま都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に産業集積拠点として位置づけられており、かつ、土地区画整理事業により計画的な市街地整備の実施が確実であることから、令和7年4月25日付で市街化区域に編入しました。

旧大宮市において、本地区は第26負担区の一部として設定されていましたが、今回、市街化区域へ編入したことから、市街化調整区域である第26負担区から除外し、新たな負担区として設定するものです。

## 5 単位負担金額について

### (1) 単位負担金額とは

負担区毎に設定された土地1平方メートル当たりの負担額のことを言います。

単位負担金額に受益者が権利を有する土地の面積を乗じた金額が、各受益者が負担する金額となります。

### (2) 単位負担金額の算定方法

負担金対象事業費<sup>※1</sup> × 負担率<sup>※2</sup>

———— = 単位負担金額

負担区面積

※1 受益者が直接、排水管を接続させることができる管の工事等に係る事業費

※2 市街化区域1／4、市街化調整区域1／3

### (3) 単位負担金額の調整

(2)の算定方法により、単位負担金額を算出すると712円となります。

しかし、これまでさいたま市になってから設定した負担区では、既存の負担区との均衡等を考慮し、市街化区域では610円、市街化調整区域では810円を上限として調整しています。

また、今回と同様に、市街化調整区域から市街化区域への編入により、第26負担区から除外し、新たな負担区として設定した第40負担区(平成2年設定)においても、単位負担金額を610円としています。

以上のことから、今回設定する第44負担区につきましても、既に設定している市街化区域の負担区との均衡を図るために単位負担金額を610円に調整します。

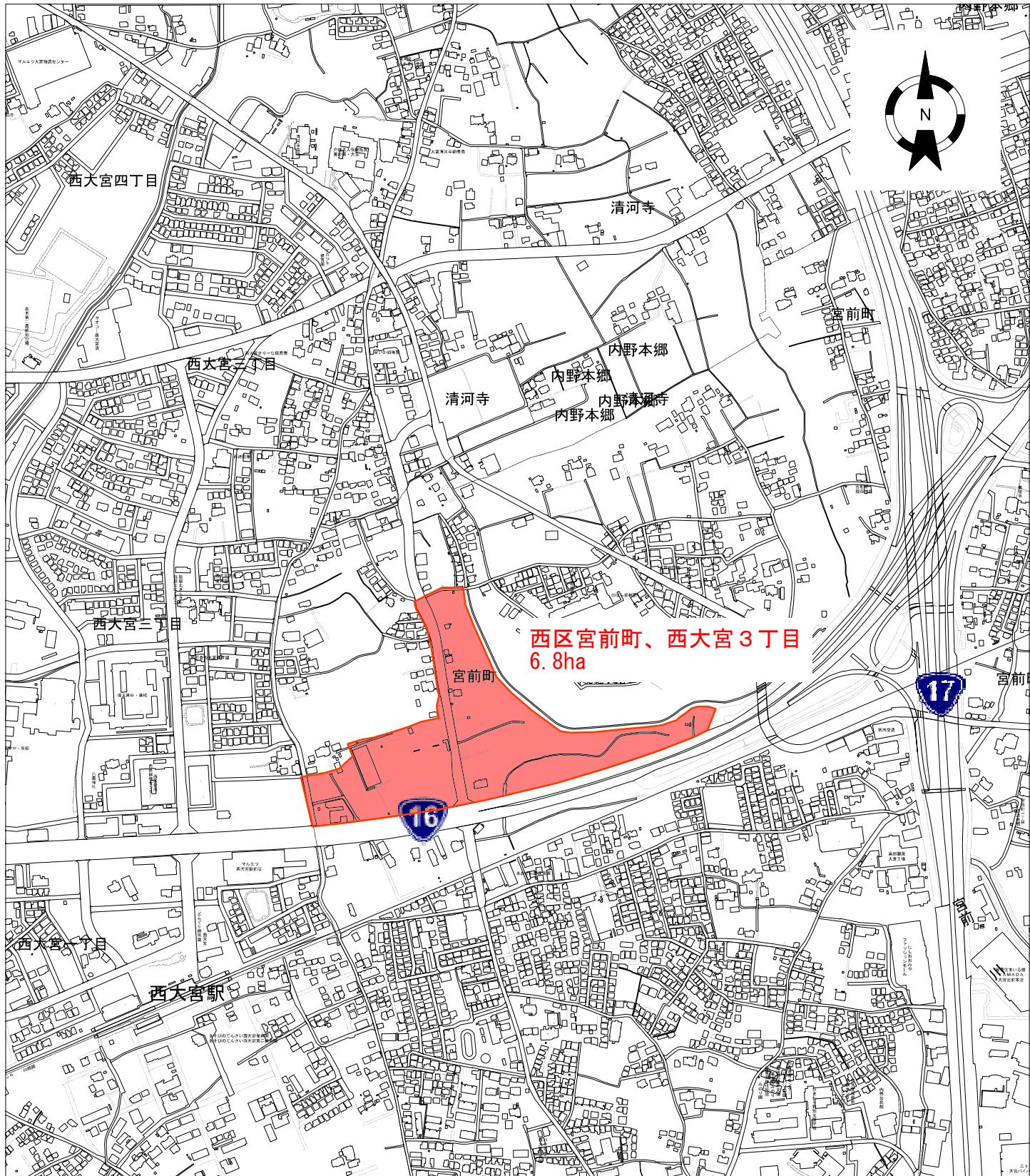
### (4) 単位負担金額の決定

第44負担区(市街化区域)の単位負担金額は、土地1平方メートル当たり610円とします。

## 第44負担区

1/8000

6.8 ha



0

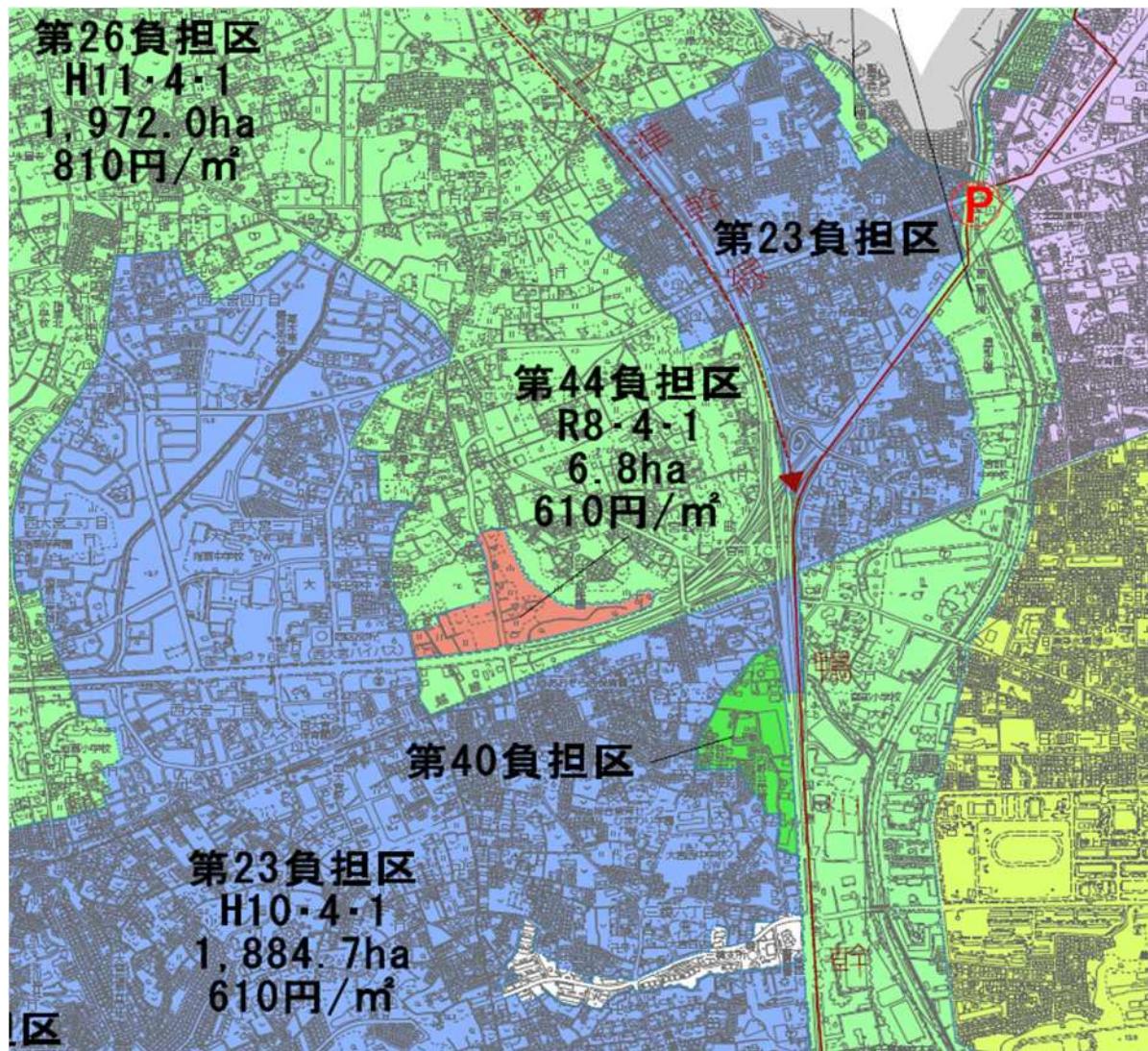
600m

## 負 担 区 別 概 要

【参考】

区分 負担区	(ha) 告示面積	(1m <sup>2</sup> あたり) 単位負担金額	設定年月日	設定市	対象地区	備考
第1負担区	767.00	118円	昭和45年4月1日	旧与野市	旧与野市全域	
第2負担区	620.928	124円	昭和45年4月14日	旧浦和市	旧浦和白幡	
第3負担区	554.2	73円	昭和45年7月24日	旧大宮市	旧大宮吉敷	
第4負担区	116.209	180円	昭和52年4月1日	旧浦和市	旧浦和東岸町	
第5負担区	200.100	180円	昭和52年4月1日	旧浦和市	旧浦和西堀	
第6負担区	962.8	132円	昭和53年6月24日	旧大宮市	旧大宮櫛引	
第7負担区	435.88	200円	昭和56年4月1日	旧浦和市	旧浦和沼影	
第8負担区	125.10	230円	昭和57年4月1日	旧浦和市	旧浦和文藏	
第9負担区	259.79	300円	昭和58年4月1日	旧浦和市	旧浦和太田窪	
第10負担区	1,165.90	400円	昭和63年4月1日	旧浦和市	旧浦和領家	
第11負担区	14.30	350円	昭和63年4月1日	旧浦和市	旧浦和町谷	
第12負担区	372.0	290円	昭和63年4月1日	旧大宮市	旧大宮日進	
第13負担区	396.68	567円	平成3年4月1日	旧浦和市	旧浦和大間木	
第14負担区	565.6	300円	平成3年4月1日	旧大宮市	旧大宮日進	
第15負担区	458.29	552円	平成4年4月1日	旧浦和市	旧浦和栄和	
第16負担区	69.94	610円	平成4年4月1日	旧浦和市	旧浦和松本	
第17負担区	302.0	480円	平成6年4月1日	旧大宮市	旧大宮東大宮	
第18負担区	116.4	570円	平成7年4月1日	旧大宮市	旧大宮深作	
第19負担区	346.95	567円	平成8年4月1日	旧浦和市	旧浦和木崎	
第20負担区	101.72	610円	平成8年4月1日	旧浦和市	旧浦和東大門	
第21負担区	21.5	345円	平成8年4月1日	旧大宮市	旧大宮東新井	
第22負担区	32.8	610円	平成9年4月1日	旧大宮市	旧大宮東新井	
第23負担区	1,884.7	610円	平成10年4月1日	旧大宮市	旧大宮堀崎	
第24負担区	12.7	750円	平成10年12月1日	旧浦和市	旧浦和大原	調整区域
第25負担区	12.4	750円	平成10年12月1日	旧浦和市	旧浦和八島	調整区域
第26負担区	1,972.0	810円	平成11年4月1日	旧大宮市	旧大宮片柳	調整区域
第27負担区	385.3	610円	平成17年4月1日	さいたま市	旧浦和南部領辻	
第28負担区	527.93	600円	昭和61年6月20日	旧岩槻市	旧岩槻太田	
第29負担区	151.42	650円	平成4年12月24日	旧岩槻市	旧岩槻西原台	
第30負担区	104.95	650円	平成4年12月24日	旧岩槻市	旧岩槻南辻	
第31負担区	277.70	650円	平成4年12月24日	旧岩槻市	旧岩槻諏訪	
第32負担区	19.10	650円	平成9年6月20日	旧岩槻市	旧岩槻掛	
第33負担区	49.60	650円	平成9年6月20日	旧岩槻市	旧岩槻箕輪	
第34負担区	1.30	650円	平成9年6月20日	旧岩槻市	旧岩槻加倉	
第35負担区	375.2	810円	平成20年4月1日	さいたま市	桜区大字在家、大字宿、大字五関、大字塚本、大字大久保領家、大字上大久保、大字下大久保、大字道場、大字栄和、大字神田、西堀1丁目、3~4丁目、8~9丁目、田島4丁目、7~10丁目、新開1~4丁目、道場4丁目、桜田1丁目、南区鹿手袋1丁目、関1丁目の一部	調整区域
第36負担区	7.8	810円	平成20年4月1日	さいたま市	見沼区大字上山口新田、大字新右エ門新田、大字中川の一部	調整区域
第37負担区	73.9	610円	平成20年4月1日	さいたま市	岩槻区大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字釣上、大字釣上新田の一部	

区分 負担区	(ha) 告示面積	(1m <sup>2</sup> あたり) 単位負担金額	設定年月日	設定市	対象地区	備考
第38負担区	356.0	810円	平成22年4月1日	さいたま市	岩槻区大字小溝、大字徳力、大字古ヶ場、大字上野、大字慈恩寺、大字表慈恩寺、大字裏慈恩寺、大字岩槻、大字平林寺、大字掛、大字金重、大字箕輪、大字本宿、城南3丁目の一部	調整区域
第39負担区	14.0	810円	平成22年4月1日	さいたま市	緑区大字大間木、大字下山口新田の一部	調整区域
第40負担区	111.0	610円	平成22年4月1日	さいたま市	見沼区島町、大字蓮沼、大和田町1丁目、大字大谷、西区宮前町、大字土屋、大字西遊馬の一部	
第41負担区	5.3	740円	平成25年4月1日	さいたま市	見沼区大字上山口新田、浦和区大原3丁目の一部	調整区域
第42負担区	45.92	810円	平成29年4月1日	さいたま市	岩槻区大字村国、大字飯塚、城南4丁目、大字真福寺、大字柏崎、大字加倉、大字谷下、大字岩槻、大字箕輪、大字本宿、大字表慈恩寺、大字裏慈恩寺、大字長宮、北区今羽町、本郷町、吉野町2丁目、大宮区堀の内町2丁目、堀の内町3丁目、寿能町2丁目、天沼町2丁目、見沼区大字宮ヶ谷塔、大字東宮下、大字大谷、染谷2丁目、染谷3丁目、浦和区大原2丁目の一部	調整区域
第43負担区	16.20	810円	令和5年4月1日	さいたま市	大宮区北袋2丁目、浦和区大原2丁目、大原3丁目、大原4丁目、岩槻区大字本宿、大字表慈恩寺、大字釣上新田の一部	調整区域
第44負担区 (案)	6.8	610円	令和8年4月1日	さいたま市	西区宮前町、西大宮3丁目の一部	



令和8年4月1日現在

負担区の名称	設定年月日(旧市による)	面 積	1平方メートル当りの 負担金額
第 1 負担区	昭和 45 年 4 月 1 日	767.00 ha	118 円
第 2 負担区	昭和 45 年 4 月 14 日	620.928ha	124 円
第 3 負担区	昭和 45 年 7 月 24 日	554.2 ha	73 円
第 4 負担区	昭和 52 年 4 月 1 日	116.209ha	180 円
第 5 負担区	昭和 52 年 4 月 1 日	200.100ha	180 円
第 6 負担区	昭和 53 年 6 月 24 日	962.8 ha	132 円
第 7 負担区	昭和 56 年 4 月 1 日	435.88 ha	200 円
第 8 負担区	昭和 57 年 4 月 1 日	125.10 ha	230 円
第 9 負担区	昭和 58 年 4 月 1 日	259.79 ha	300 円
第 10 負担区	昭和 63 年 4 月 1 日	1,165.90 ha	400 円
第 11 負担区	昭和 63 年 4 月 1 日	14.30 ha	350 円
第 12 負担区	昭和 63 年 4 月 1 日	372.0 ha	290 円
第 13 負担区	平成 3 年 4 月 1 日	396.68 ha	567 円
第 14 負担区	平成 3 年 4 月 1 日	565.6 ha	300 円
第 15 負担区	平成 4 年 4 月 1 日	458.29 ha	552 円
第 16 負担区	平成 4 年 4 月 1 日	69.94 ha	610 円
第 17 負担区	平成 6 年 4 月 1 日	302.0 ha	480 円
第 18 負担区	平成 7 年 4 月 1 日	116.4 ha	570 円
第 19 負担区	平成 8 年 4 月 1 日	346.95 ha	567 円
第 20 負担区	平成 8 年 4 月 1 日	101.72 ha	610 円

第 21 負担区	平成 8 年 4 月 1 日	21.5 ha	345 円
第 22 負担区	平成 9 年 4 月 1 日	32.8 ha	610 円
第 23 負担区	平成 10 年 4 月 1 日	1,884.7 ha	610 円
第 24 負担区	平成 10 年 12 月 1 日	12.7 ha	750 円
第 25 負担区	平成 10 年 12 月 1 日	12.4 ha	750 円
第 26 負担区	平成 11 年 4 月 1 日	1,972.0 ha	810 円
第 27 負担区	平成 17 年 4 月 1 日	385.3 ha	610 円
第 28 負担区	昭和 61 年 6 月 20 日	527.93 ha	600 円
第 29 負担区	平成 4 年 12 月 24 日	151.42 ha	650 円
第 30 負担区	平成 4 年 12 月 24 日	104.95 ha	650 円
第 31 負担区	平成 4 年 12 月 24 日	277.70 ha	650 円
第 32 負担区	平成 9 年 6 月 20 日	19.10 ha	650 円
第 33 負担区	平成 9 年 6 月 20 日	49.60 ha	650 円
第 34 負担区	平成 9 年 6 月 20 日	1.30 ha	650 円
第 35 負担区	平成 20 年 4 月 1 日	375.2 ha	810 円
第 36 負担区	平成 20 年 4 月 1 日	7.8 ha	810 円
第 37 負担区	平成 20 年 4 月 1 日	73.9 ha	610 円
第 38 負担区	平成 22 年 4 月 1 日	356.0 ha	810 円
第 39 負担区	平成 22 年 4 月 1 日	14.0 ha	810 円
第 40 負担区	平成 22 年 4 月 1 日	111.0 ha	610 円
第 41 負担区	平成 25 年 4 月 1 日	5.3 ha	740 円
第 42 負担区	平成 29 年 4 月 1 日	45.92 ha	810 円
第 43 負担区	令和 5 年 4 月 1 日	16.2 ha	810 円
第 44 負担区	令和 8 年 4 月 1 日	6.8 ha	610 円